

桶川市農業災害対策要綱

(昭和53年8月26日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、天災による災害によつて損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に関する補助措置及び農業経営に必要な資金（以下「農業災害資金」という。）の貸し付けを円滑にする措置を講ずることにより農業経営の安定を図ることを目的とする。

(災害の指定)

第2条 市長は次の各号の一に該当する災害を特別災害として指定するものとする。

- (1) 農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けた圃場の面積が近接して10ヘクタール（降ひよう、竜巻又は突風の場合にあつては、5ヘクタール）以上である災害
- (2) 畜産物、繭等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けた農業者の戸数が10戸（降ひよう、竜巻又は突風の場合にあつては、5戸）以上である災害
- (3) 果樹、茶樹、桑樹等に被害時における価格の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が10戸（降ひよう、竜巻又は突風の場合にあつては、5戸）以上である災害
- (4) 農業用生産施設の種類ごとに被害時における価格の100分の30以上となる損失を受けた農業者の戸数が10戸（降ひよう、竜巻又は突風の場合にあつては、5戸）以上である災害

(助成の種類)

第3条 市長は、前条の規定による指定をしたときは、次の各号のうちから適用すべき助成措置を定めるものとする。

- (1) 病虫害の防除用農薬購入費補助
- (2) 樹勢又は草勢の回復用肥料購入費補助

- (3) 代替作用又は次期作用の種苗及び肥料購入費補助
 - (4) 蚕種又は苗木についての購入費補助
 - (5) 樹勢の更新費補助
 - (6) 種苗、桑葉等の運送費補助
 - (7) 農業経営に必要な資金の融通を円滑にするための助成
 - (8) 第1号から第6号までに掲げるもののほか、特別災害による被害の状況を勘案して、市長が必要と認める補助
- (補助金の交付)

第4条 市長は、前条の規定により被害を受けた農業者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

2 前項の補助金に係る補助対象経費、その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

3 第1項の規定により補助する場合、農業者1人に対する補助金の額が千円未満のものについては、補助金の交付の対象としない。

(交付申請)

第5条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、当該提出した者に対し、その旨を補助金交付決定書により通知するものとする。

(市長の指示)

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、必要な指示を行うことができる。

(流用の禁止)

第8条 補助事業者は、当該交付の決定を受けた補助金を他の経費に流用してはならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該交付の決定を受けた補助金に係る事業が完了した場合においては、当該交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに、補助事業実績報告書により市長に報告しなければならない。

(交付請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けるときは、前条の規定による報告が完了した後に、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(返還命令等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を使用しないとき、又は使用してもその支出額が交付の決定を受けた補助金に係る補助対象経費に比べ減少したとき。

(補助金の交付に係る様式)

第12条 第5条、第6条、第9条及び第10条に規定する書類の様式は、特別災害ごとに市長が定めるものとする。

(農業災害資金の借受資格)

第13条 この要綱において、農業災害資金を受けることができる「被害農業者」とは、特別災害により次の各号の1つに該当する損失を受けた者であつて、市長が認定したものをいう。

- (1) 農作物、畜産物、繭等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上であり、減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の100分の10以上であること。
- (2) 果樹、茶樹、桑樹等の永年性作物の損傷等による損失額が、被害時

における価格の100分の30以上であること。

- (3) 指定農業用生産施設（埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和53年埼玉県条例第14号）第2条第1項に規定する指定農業用生産施設をいう。）の種類ごとの損壊等による損失額が、被害時における価格の100分の30以上であること。

2 この要綱において「農業災害資金」とは、農業協同組合又は金融機関（以下「農業協同組合等」という。）が被害農業者に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、指定農業用生産施設の復旧に必要な資金その他の農業経営に必要な資金として市長が定める期間内に貸し付ける資金で次の各号に該当するものをいう。

- (1) 市長が認定する損失額又は500万円のどちらか低い額の範囲内のものであること。
- (2) 償還期限が、6年の範囲内において市長が定める期間以内のものであること。
- (3) 利率が、年3.5パーセント以内のものであること。

（利子補給及び損失補償費補助）

第14条 市長は、農業協同組合等に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる経費について補助金を交付する。

- (1) 契約に基づき、農業協同組合等が貸し付けた農業災害資金の利子補給に要する経費
- (2) 契約に基づき、農業協同組合等が、農業災害資金を貸し付けたことによって受けた損失の補償に要する経費

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

（書類の整備等）

第15条 市長は、補助事業の支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属す

る会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和53年9月1日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年5月13日市長決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の桶川市農業災害対策要綱については、平成26年2月14日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。